

第11期練馬区分別収集計画（令和8年度～令和12年度）

令和7年8月27日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造していくためには、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから脱却し循環型社会を形成していくことが必要であり、そのためには、区民・事業者・区がそれぞれの立場で責任や役割を認識し、取り組んでいくことが重要である。

本計画は、一般廃棄物の減量および資源の有効な利用の確保を図るため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて策定する容器包装廃棄物の分別収集計画であり、区民・事業者・区が取り組むべき方針を示すものである。

あわせて「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集およびリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、地域における容器包装廃棄物や製品プラスチックの減量に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進し、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向について、練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（以下「第4次計画」という。）の内容を踏まえて以下に示す。

- I ごみの発生抑制・再使用の促進
- II 多様な資源循環の推進
- III 適正処理の推進
- IV 情報発信および参画・連携体制の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

また、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックを分別収集の対象とする。

なお、その他の紙製容器包装（菓子箱・包装紙等）については、古紙の一品目として

回収しているが、雑誌・雑紙とあわせて回収量を集計しているため、単独での回収量の把握は困難なことから、本計画に基づく分別収集の対象とはしない。

5 各年度における容器包装廃棄物および製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	37,890	38,042	38,186	38,327	38,473
製品プラスチック	1,194	2,388	2,388	2,397	2,406

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

第4次計画に基づき、つぎの施策を推進する。

(1) 紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底

- ・パンフレットやホームページなど情報媒体の充実を図ります。
- ・資源やごみの分別ルール of 徹底のため、地域単位、集積所単位での青空集会の実施を継続し、資源・ごみの分別に関する知識を啓発します。
- ・ごみとして排出される割合が高い紙類やびんの分別の徹底を図れるよう、回収方法を検討します。
- ・分別していないごみは警告シールを貼付し、適正な分別区分での排出を促します。

(2) 集団回収事業への参加促進

- ・町会・自治会に加え、マンション管理組合等へも、集団回収への参加を呼びかけます。
- ・集団回収を実施している団体に対して、作業用品の支給や貸出しを継続します。

(3) 広報・PR活動、環境学習の充実

- ・リサイクルセンターや資源循環センターにおける3Rやごみ減量に関する学習会や講習会、見学会等の活動の充実を図ります。
- ・小学校や保育園、幼稚園等においてふれあい環境学習を行うとともに、体験型学習の充実を図ります。また、小学生向けの環境学習用冊子「できることからはじめよう！」を引き続き活用します。
- ・練馬区環境清掃推進連絡会との連携を図り、引き続き区内一斉清掃や施設見学、研修会等を実施します。
- ・照姫まつりやねりま環境まなびフェスタ、地区祭などのイベントにおいて、分別ルールの周知徹底を図るため、引き続き情報を分かりやすく提供していきます。また、転入者の多い時期には、臨時窓口の開設やパネル展示等を検討します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類および当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

第4次計画に基づき、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類および分別の区分をつぎのとおり定める。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分
スチール製容器		缶
アルミ製容器		
ガラス製 容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）		紙パック
段ボール		ダンボール
ペットボトル（飲料しょう油等）		ペットボトル
その他プラスチック製容器包装		プラスチック（※）
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの （製品プラスチック）		

※令和8年9月まではその他プラスチック製容器を「容器包装プラスチック」として分別。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量および製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

項 目	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	引渡量	独自量	引渡量	独自量	引渡量	独自量	引渡量	独自量	引渡量	独自量
スチール製容器	885		888		892		895		898	
アルミ製容器	1,125		1,130		1,134		1,138		1,143	
無色のガラス製容器	1,849		1,856		1,863		1,870		1,877	
	0	1,849	0	1,856	0	1,863	0	1,870	0	1,877
茶色のガラス製容器	949		953		956		960		963	
	0	949	0	953	0	956	0	960	0	963
その他のガラス製容器	1,824		1,832		1,839		1,846		1,853	
	0	1,824	0	1,832	0	1,839	0	1,846	0	1,853
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）	26		26		26		26		26	
段ボール	9,576		9,614		9,651		9,687		9,723	
ペットボトル	2,747		2,758		2,768		2,778		2,789	
	0	2,747	0	2,758	0	2,768	0	2,778	0	2,789
その他プラスチック製容器包装	4,859		4,879		4,897		4,915		4,934	
	2,429.5	2,429.5	0	4,879	0	4,897	0	4,915	0	4,934
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）	1,194		2,388		2,388		2,397		2,406	
	0	1,194	0	2,388	0	2,388	0	2,397	0	2,406

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量および製品プラスチックの量の見込みの算定方法

分別基準適合物等における収集実績の経年変化および人口変動率を踏まえて算出した。

なお、人口変動率については、第3次みどりの風吹くまちビジョンの人口予測に基づき算出した。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口推計	745,947人	748,891人	751,772人	754,586人	757,435人
人口変動率	100.43%	100.40%	100.38%	100.37%	100.38%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階
スチール製容器		缶	○委託業者による 定期回収	民間業者
アルミ製容器			○住民団体による 集団回収	
ガラス製 容器	無色のガラス製容器	びん	○委託業者による 定期回収	
	茶色のガラス製容器		○住民団体による 集団回収	
	その他のガラス製容器		○住民団体による 集団回収	
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）		紙パック	○委託業者による 定期回収 ○住民団体による 集団回収	民間業者
段ボール		ダンボール	○委託業者による 定期回収 ○住民団体による 集団回収	民間業者
ペットボトル		ペットボトル	○委託業者による 定期回収	民間業者
その他プラスチック製容器包装		プラスチック （※）	○委託業者による 定期回収	民間業者
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）				

※令和8年9月まではその他プラスチック製容器を「容器包装プラスチック」として分別。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器		缶	○プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	民間業者
アルミ製容器					
ガラス製 容器	無色のガラス製容器	びん	○プラスチック コンテナ		
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器（アルミ使用なし）		紙パック	○ひも等で縛る	2 t 平ボディ車	民間業者
段ボール		ダンボール	○ひも等で縛る	2 t パッカー車	民間業者
ペットボトル		ペットボトル	○再生PET樹脂 製回収袋	2 t パッカー車	民間業者
その他プラスチック製容器包装		プラスチック (※)	○透明または 半透明の袋 ○収納容器	2 t パッカー車	民間業者
プラスチック資源循環法に基づき分 別収集するもの（製品プラスチック）					

※令和8年9月まではその他プラスチック製容器を「容器包装プラスチック」として分別。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 第4次計画における達成効果

施策体系に示した取組により、区民1人1日あたりのごみ収集量の削減と、リサイクル率の向上を達成する。

○令和8年度の指標

【区民1人1日あたりのごみ収集量】443 g

【リサイクル率】25.2%以上

※令和9年度以降については、今後策定される練馬区第5次一般廃棄物処理基本計画において検討・設定を予定している。

(2) 練馬区環境審議会

脱炭素社会の実施に向けて、区民・事業者と協力して総合的な環境施策を展開し、区の環境保全に関して基本的事項を調査審議するため、区長の附属機関として設置している。